平成２６年（フ）第２２５号
鹿児島県鹿児島市上荒田町35番５―606号
債務者　有村　直人
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上川　　清
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月28日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年10月21日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第５０号
北海道上川郡愛別町字東町221番地３　振興住宅１―40
債務者　新井　健夫
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　　純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３３号
宮崎県都城市吉尾町6163番地　コーポ吉・西
債務者　中原　　淳
1　決定年月日時　平成26年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月29日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第１１８号
長野県大町市大町5305番地２　コーポミヤザワ８号室
債務者　内山　豪夫
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第６９１号
京都府宇治市五ヶ庄福角44―７　グリーンハイツ森１―Ａ、住民票上の住所京都市北区平野鳥居前町４番地の４
債務者　河合美也子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加福　雅和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５０号
長野県下伊那郡松川町元大島243番地１
債務者　乘原　賢次
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　一慶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第５１号
長野県下伊那郡松川町元大島243番地１
債務者　乘原　育子
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川島　一慶
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第４６号
愛知県蒲郡市神明町６番６号　ＣＨ蒲郡神明603号
債務者　鈴木久二好
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第２１０号
北海道北斗市向野２丁目７番３号
債務者　泉　　精治
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２１１号
函館市上野町22番20号
債務者　大森　李菜（旧姓前沢）
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２１４号
函館市亀田港町38番19号　宮越アパート102号室
債務者　村田まゆ子
1　決定年月日時　平成26年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月16日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１３４号
愛知県西尾市米津町宮前26番地３
債務者　渡辺ルイズこと　ＷＡＴＡＮＡＢＥ　ＬＵＩＺ
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１３５号
愛知県西尾市米津町宮前26番地３
債務者　ＷＡＴＡＮＡＢＥ　ＮＡＴＡＬＩＡ
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２１９号
愛知県岡崎市羽根西３丁目５番地１　ルートオブファイブ302
債務者　金谷　法正
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２２４号
愛知県豊田市田中町４丁目35番地2311号室、住民票上の住所鹿児島県薩摩川内市中福良町2523番地
債務者　圓林　義久
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９５１号
大阪市平野区瓜破西１丁目１番１―1118号
債務者　笠原　美保
1　決定年月日時　平成26年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部